

田上町建設工事入札参加資格審査申請の留意点

令和 6・7 年度において、田上町が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」といいます。）に参加しようとする方は、田上町建設工事入札参加資格審査規程（昭和 60 年 1 月 25 日規程第 1 号）及び本留意点に従い、競争入札等により参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

虚偽申請の防止について

田上町建設工事入札参加資格審査規程第 10 条の規定により、提出した書類に事実と異なる記載をした場合は、参加資格の取消しに処されることがありますので、くれぐれもご留意ください。

1. 参加資格の種類

- | | | |
|--------------------|--------------|-------------|
| 1) 土木一式工事 | 11) 鋼構造物工事 | 21) 熱絶縁工事 |
| 2) 建築一式工事 | 12) 鉄筋工事 | 22) 電気通信工事 |
| 3) 大工工事 | 13) 舗装工事 | 23) 造園工事 |
| 4) 左官工事 | 14) しゅんせつ工事 | 24) さく井工事 |
| 5) とび・土工・コンクリート工事 | 15) 板金工事 | 25) 建具工事 |
| 6) 石工事 | 16) ガラス工事 | 26) 水道施設工事 |
| 7) 屋根工事 | 17) 塗装工事 | 27) 消防施設工事 |
| 8) 電気工事 | 18) 防水工事 | 28) 清掃施設工事 |
| 9) 管工事 | 19) 内装仕上工事 | 29) 法面処理工事※ |
| 10) タイル・れんが・ブロック工事 | 20) 機械器具設置工事 | 30) 解体工事 |

※ 田上町では、建設業法の許可業種（29 種類）に加え、とび・土工・コンクリート工事の内訳としての「法面処理工事」についても参加資格の 1 業種として、とび・土工・コンクリート工事とは別に登録を受け付けておりますのでご注意ください。

2. 資格審査申請をすることができる方

- (1) 資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が 1 年に満たない者
- イ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- ウ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、町長が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者。
- オ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前 3 年間の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者
- カ 建設業表の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- ク 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ケ 暴力団員であると認められる者
- コ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- サ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- シ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。スにおいて同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- ス 法人であって、その役員のうちケからサまでのいずれかに該当する者があるもの
- セ 新潟県の県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者
- ソ 次の（ア）から（ウ）までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）
 - （ア）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
 - （イ）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - （ウ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

3. 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。

※ 令和6年4月1日以降に行う随時申請は入札参加が認められた日から有効期間が始まります。

4. 申請受付期間

令和6年2月1日（木）～令和6年2月29日（木）

※持参による提出については、土・日曜、祝祭日を除く。

※随時申請は、令和6年4月1日から行うことができます。

5. 提出先

新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070

田上町役場 総務課財政係

6. 提出方法

下記のいずれかの方法で提出してください。

(1) 郵送 ※令和6年2月29日の当日消印有効。

(2) 持参 ※その場での審査は行いません。書類の受領のみとなります。

※申請者用の副本をお持ちの場合は、受付後その場で返却します。

7. 提出書類

下表に掲げた提出書類一覧の番号順に並べ、紐綴じまたは、ホチキス、紙ファイルにより綴って提出ください。

| 提出書類一覧 | 提出区分 |
|--|-------|
| ① 建設工事入札参加資格審査申請書 [第1号様式] ※押印不要 | 必須 |
| ② 年間委任状 ・該当する場合のみ提出。提出の際は、指定様式はありませんので、任意の様式で提出をお願いします。 | 該当者のみ |

| | |
|---|-----------|
| <p>③ 営業所一覧表（主たる営業所を除く）〔第2号様式〕</p> <p>※従たる営業所を記入し、その営業所を町との契約締結権限のある営業所とする場合は、「建設業許可申請書別紙2の写し」の提出が必要。</p> | <p>必須</p> |
| <p>④ 技術職員数等に関する書類〔第3号様式〕</p> <p>(1) 土木一式、建築一式、電気、管又は舗装工事の技術職員数</p> <p>⑨の審査基準日における技術職員数が経営事項審査と異なる者の要件の満たす場合（※）のみ、技術職員数の補正を希望することができます。</p> <p>また、補正が可能な技術職員の資格は④-2の〔第6号様式〕に記載されているものに限られますので、ご注意ください。</p> <p>補正を希望する場合は、次の書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・④-2 技術職員数一覧〔第6号様式〕 ・業種ごとの職員の資格者証等の写し <p>※ ⑨の審査基準日現在の1、2級技術職員数と総合評定値通知書に記載の1、2技術職員数との差異が生じる以下の場合のみ、補正を希望することができます。退職等により審査基準日時点と資格審査申請日時点の人数が異なることによる補正はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査における技術職員の資格要件の重複計上の制限（2業種まで）に該当する場合 ・経営事項審査において技術職員区分「その他」又は「管理補佐」に区分される資格の一部が、町の取扱いでは2級に区分される場合 <p>(2) 1級舗装施工管理技術者数</p> <p>1級舗装施工監理技術者の欄に技術者数を記入した場合、1級舗装施工監理技術者資格者証の写しと当該技術者が雇用されていることを証する書類等の写し（下記のいずれか1つ）を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険資格取得等確認通知書 ・雇用保険被保険者証 | <p>必須</p> |

| | |
|--|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書 ・賃金台帳など <p>※保険者番号及び被保険者等記号・番号には必ずマスキングをしてください。</p> <p>※2名以上記入した方は、うち1名以上の資格者証及び書類等の写しを提出してください。</p> <p>(3) 労働福祉の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建退共等加入の有無欄に「1」を記入したが⑨で建退共等の加入を確認できない場合、「建退共等加入証明書の写し」を提出してください。 ・建災防協会加入の有無欄に「1」を記入した場合、「建災防協会加入証明書又は当年度の年会費の領収書等の写し」を提出してください。 | |
| <p>④-2 技術職員数一覧 [様式6号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術職員数等に関する書類 [第3号様式] において、技術職員数の補正を希望する者のみ提出してください。それ以外の方は提出不要。 | <p>該当者のみ</p> |
| <p>⑤ 指定工事の施工実績に関する書類 [様式4号]</p> <p>※経営事項審査の審査基準日から数えて過去15年間に施工した工事について代表的なもの1件のみ工事名、完成工事高等を記入してください。該当する指定工事がある場合は、施行内容が確認できるCORINSの登録内容確認書や契約書の写し等を添付してください。</p> <p>※指定工事の施工実績に関する書類（建築関係）（4,5枚目）については、その書類に記載の※1、※2に従ってください。なお、該当する指定工事がある場合の資料添付は上記と同様です。</p> | <p>必須</p> |

| | |
|---|--------------|
| <p>⑥ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請をしようとする日の1年7カ月前の日以降の通知書であり、かつ有効な通知書であることが必要です。（該当する通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。） | <p>必須</p> |
| <p>⑦ 田上町の納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出については、原本の複写可。田上町の町税の納税義務がある方のみ提出が必要です。 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの | <p>該当者のみ</p> |
| <p>⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明</p> <p>※個人用 所得税と消費税及び地方消費税は、納税証明書「その3の2」 ※法人用 法人税と消費税及び地方消費税は、納税証明書「その3の3」</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税及び地方消費税を免除されている業者も納税証明書が必要になります。（管轄の税務署で取得できます。） 提出について、原本の複写可。 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの | <p>必須</p> |
| <p>⑨ 経営事項審査申請書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査申請書の写し 工事種類別完成工事高（別紙一）の写し 技術職員名簿の（別紙二）の写し その他の審査項目（社会性等）（別紙三）の写し 工事経歴書（様式第2号又は様式第2号の2）の写し | <p>必須</p> |
| <p>⑩ 舗装機械の所有状況に関する書類 [様式5号]</p> <ul style="list-style-type: none"> 舗装工事の入札参加を希望する方で、舗装機械を所有している方のみ提出してください。 | <p>該当者のみ</p> |
| <p>⑪ 暴力団等の排除に関する誓約書 [町の指定様式]</p> | <p>必須</p> |